

5. 騒音・振動・悪臭関係資料

表5-1-1 一般地域に係る騒音の環境基準

(中央値)

地域の 類型	時間の区分			当該地域
	昼間	朝・夕	夜間	
AA	45デシベル(A) 以下	40デシベル(A) 以下	35デシベル(A) 以下	療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	50デシベル(A) 以下	45デシベル(A) 以下	40デシベル(A) 以下	騒音規制法による規制地域のうち第1種区域および第2種区域
B	60デシベル(A) 以下	55デシベル(A) 以下	50デシベル(A) 以下	騒音規制法による規制地域のうち第3種区域および第4種区域

(注) 時間の区分は、朝とは午前6時から午前8時まで、昼間とは午前8時から午後7時まで、夕とは午後7時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表5-1-2 一般地域に係る騒音の新たな環境基準

(等価騒音レベル)

地域の 類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル 以下	40デシベル 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55デシベル 以下	45デシベル 以下	専ら住居の用に供される地域
B	55デシベル 以下	45デシベル 以下	主として住居のように供される地域
C	60デシベル 以下	50デシベル 以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(注) 1 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

2 地域類型の区分は、概ね、次のとおりである。

A：都市計画法に基づく、第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域

B：都市計画法に基づく、第一種、第二種住居地域および準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域

表5-2-1 道路に面する地域に係る騒音の環境基準

(中央値)

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル(A) 以下	50デシベル(A) 以下	45デシベル(A) 以下
A地域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する地域	60デシベル(A) 以下	55デシベル(A) 以下	50デシベル(A) 以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A) 以下	60デシベル(A) 以下	55デシベル(A) 以下
B地域のうち2車線をこえる道路に面する地域	65デシベル(A) 以下	65デシベル(A) 以下	60デシベル(A) 以下

- (注) 1 A地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係るの環境基準値がそのまま適用される。
2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表5-2-2 道路に面する地域に係る騒音の新たな環境基準 (等価騒音レベル)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル 以下	55デシベル 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下

- (注) 1 A A地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係るの環境基準値がそのまま適用される。
2 時間の区分は、一般地域に係る新たな環境基準と同様である。

<幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例> (等価騒音レベル)

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下)によることができる。
2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。
3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を超える道路にあっては20メートルまでをいう。
4 時間の区分は、一般地域に係る新たな環境基準と同様である。

表 5-3 自動車騒音の要請限度

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	65デシベル

(注) 時間の区分は、一般地域に係るの環境基準と同様である。

表 5-4 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

- (注) 1 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。
 2 区域の区分は次のとおり。
 (1) 第1種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域および第2種区域。
 (2) 第2種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域および第4種区域。
 3 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

表 5-5 騒音規制法に基づく規制基準

(1) 特定工場等から発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
第1種区域	45デシベル	50デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

- (注) 1 区域の区分は次のとおり。
 (1) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。
 (都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。)
 (2) 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
 (都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。)
 (3) 第3種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。
 (都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。)
 (4) 第4種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。
 (都市計画法に基づく工業地域。)
 2 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5ホンを減じた値とする。
 3 時間の区分は、一般地域に係るの環境基準と同様である。

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考	
	騒音の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日間の 作業時間 の制限	作業時間 の制限	日曜日、そ の他の休日 の作業禁止		
1 くい打機、 くい抜機又は くい打くい抜 機を使用する 作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時～ 翌日の午後 7時まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他 の休日	もんげん、圧入式くい打 くい抜機又はくい打機をア ースオーガーと併用する作業 を除く。	
2 びょう打機を 使用する作業						作業地点が連続的に移動す る作業にあっては、1日に おける当該作業に係る二地 点間の最大距離が50mを こえない作業に限る。	
3 さく岩機を 使用する作業							電動機以外の原動機を用い るものであって、その定格 出力が15kW以上のもの に限る(さく岩機の動力と して使用する作業を除く。)
4 空気圧縮機を 使用する作業							
5 コンクリート プラント又は アスファルト プラントを設 けて行う作業							原動機の定格出力が 80KW以上のものに 限る。
6 バックホウを 使用する作業							
7 トラクターシ ョベルを使用 する作業							原動機の定格出力が 40KW以上のものに 限る。
8 ブルドーザー を使用する 作業							

(注) 1 区域の区分は、次の地域区分による。

- (1) 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね、80m以内の区域。
 - (2) 第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。
- 2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。
- 3 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除く。

表 5 - 6 - 1 県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
その他の区域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

(注) 1 区域の区分は、次の地域区分による。

- (1) 第 1 種 区 域：都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。
- (2) 第 2 種 区 域：都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。
- (3) 第 3 種 区 域：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。
- (4) 第 4 種 区 域：都市計画法に基づく工業地域
- (5) 第 5 種 区 域：都市計画法に基づく工業専用地域。
- (6) その他の区域：上記に掲げる区域以外の区域。

2 時間の区分は、一般地域に係るの環境基準と同様である。

表 5 - 6 - 2 県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区 分	午後11時から翌午前0時まで	午前0時から午前5時まで
第 1 種、第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域、その他の区域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

(注) 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 5 - 7 振動規制法に定める規制基準
 (1) 特定工場から発生する振動の規制基準

時間の区分	昼 間	夜 間
区域の区分	午前 6 時～午後 1 0 時	午後 1 0 時～翌朝 6 時
第 1 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じ。

(2) 特定建設作業とその規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備 考
	振 動 の 大 き さ	夜 間 又 は 深 夜 作 業 の 禁 止	1 日 の 作 業 時 間 の 制 限	作業時間 の制限	日曜日、そ の他の休日 の作業禁止	
1 くい打機、 くい抜機又は くい打くい抜 機を使用する 作業	7 5 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時～ 翌日の午後 7 時まで	第 1 号区域 1 日につき 1 0 時間	同一場所 において 連続 6 日間	日 曜 日、 そ の 他 の 休 日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜機、 圧入式くい打くい抜機 を除く。
2 鋼球を使用し て建築物その 他の工作物を 破壊する作業						
3 舗装版破碎機 を使用する 作業		第 2 号区域 午後 10 時～ 翌日の午前 6 時まで	第 2 号区域 1 日につき 1 4 時間			作業地点が連続的に 移動する作業にあって は、1日における当該 作業に係る2地点間の 最大距離が50mを 超えない作業に限る。
4 ブレーカーを 使用する作業						

(注) 1 区域の区分は、次の地域区分による。

(1) 第 1 号区域：第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の全区域並びに第 4 種区域で (ア) 学校、(イ) 保育所、(ウ) 病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ) 図書館、(オ) 特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 8 0 m 以内の区域。

(2) 第 2 号区域：第 4 種区域のうち、第 1 号区域を除く区域。

2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。

表5-8 悪臭防止法に定める規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準	
	A 区 域	B 区 域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレールアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。
 B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表5-9 県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準

規制基準：臭気指数 18

「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \log X$$

Y 臭気指数

X 人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表5-10 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数（平成10年3月31日現在）

施設種類 市町村名	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		10 項		11 項		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
	金属加工機械		空気圧縮機・送風機		土石用破碎機 ふるい等		織機		建設用資材 製造機械		木材加工機械		抄紙機		印刷機械		合成樹脂用 射出成形機		鋳造型機			
福井市	67	154	139	860	2	3	229	6,164	5	6	75	175	1	2	85	236	7	63	2	7	612	7,670
敦賀市	22	100	16	69			1	50	3	6	15	34			13	74	1	35			71	368
武生市	64	222	30	343	2	10	76	2,310	6	7	31	101	3	10	15	53	3	18			230	3,074
小浜市	3	180	9	54							8	41			9	23		25	2		29	325
大野市	1	1	2	22			73	4,363			25	38			4	16					105	4,440
勝山市			15	80	2	6	85	4,622			6	30			3	15	1	1			112	4,754
鯖江市	20	149	21	71	1	3	144	7,321	4	4	9	17			9	33	5	15	1	4	214	7,617
松岡町	2	7	10	52			46	1,452			2	5			4	12					64	1,528
三国町							5	163			6	22			3	17					14	207
芦原町	2	53	7	82			33	1,035			3	6			2	7					2	7
金津町	1	6	2	6			343	3,620	2	2	6	25			3	5					45	1,176
丸岡町							87	2,507							1	4					357	3,664
春江町			1	1			40	1,250			7	8			5	16	4	15			88	2,511
今立町	1	3	3	14	2	2			1	1	3	10									78	1,321
美浜町																					3	10
高浜町																					7	20
合 計	183	875	246	1,565	9	24	1,161	34,850	21	26	195	510	25	43	155	509	21	172	3	13	2,031	38,687

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1ヶ所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表5-11 騒音に係る特定建設作業届出状況（平成9年度）

作業の種類 市町村名	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	6 項	7 項	8 項	合 計
	くい打機等を使用する作業	びょう打機等を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートポンプ等を行う作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業	
福井市	2		1	2	1	5			11
敦賀市	1					1			11
武生市	1								11
小浜市				1					11
勝山市	1		1						11
三国町									11
美浜町									11
合 計	5		2	3	1	6			17

(資料：環境政策課)

表5-13 振動に係る市町村別特定建設作業届出状況（平成9年度）

作業の種類 市町村名	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	合 計
	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用し破壊する作業	舗装版破砕機を使用する作業	ブレイカーを使用する作業		
福井市	1				9	20
敦賀市	4				2	6
武生市	1				1	2
小浜市	1					1
鯖江市	4					4
三国町	1		1			1
美浜町						1
合 計	22		1	1	12	35

(資料：環境政策課)

表5-12 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数（平成10年3月31日現在）

施設種類 市町村名	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		6 項		7 項		8 項		9 項		10 項		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	44	125	53	239			88	2,345			6	7	22	59			6	118	2	2	221	2,895
敦賀市	17	103	8	24			1	48	1	4	3	3	4	15			1	21			35	218
武生市	54	141	17	109	3	12	67	2,210			4	4	11	27	1	15	2	20			159	2,538
小浜市	3	180	6	27							2	2	1	1				25			12	237
大野市	1	2	1	21			62	3,657			2	2	2	11						1	68	3,692
勝山市	1	2	2	26		34	68	4,330			2	3	2	3			1	2			76	4,397
鯖江市	25	277	12	30	2	7	55	2,596			2		6	14		4	3	16	1	4	104	2,948
松岡町			3	6			51	1,274					4	11							58	1,291
三国町							5	163													5	163
芦原町													7								2	7
金津町	1	1	6	32			10	315													17	348
丸岡町			2	6			153	1,633			1	2	1	4							156	1,641
春江町			2	2			87	2,507					1	1							88	2,511
今立町			2	2			28	732					1	1							33	748
美浜町	1	3	3	14	1	1					3	10									3	10
高浜町																					5	18
合 計	146	832	115	536	8	54	675	21,810	1	4	23	33	54	150	1	19	15	215	4	9	1,042	23,662

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1ヶ所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表 5 - 14 福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況

(平成10年3月31日現在)

施設の用途 内 訳	1 号		2 号		3 号		4 号		合 計	
	動物の飼養の 用に供する もの		けいふんの乾燥 または焼却を行 う工場において 用いるもの		死亡獣畜取扱 場において用 いるもの		化製場におい て用いるもの			
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	37	103					1	5	38	108
敦賀市	22	36							22	36
武生市	19	52							19	52
小浜市	4	18							4	18
大野市	13	68							13	68
勝山市	5	18							5	18
鯖江市	4	9							4	9
美山町	1	1							1	1
三国町	23	75							23	75
芦原町	10	17							10	17
金津町	8	56							8	56
丸岡町	8	8							8	8
春江町	6	18							6	18
坂井町	15	28					1	1	16	29
今立町	3	3							3	3
池田町	3	3							3	3
南条町	1	1							1	1
今庄町			1	1					1	1
宮崎村	4	4							4	4
三方町	12	48							12	48
美浜町	14	16							14	16
上中町	5	5	1	1					6	6
大飯町	4	6							4	6
合 計	221	593	2	2	0	0	2	6	225	601

(資料：環境政策課)